

鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第37号

鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成29年鳥取市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「交付番号」の次に「、その者が同項の市長が指定する研修を受けた年月日」を加える。

第10条第2項中「営業所に浄化槽管理士」の次に「（過去5年間に市長が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行し、この条例による改正後の鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。